

1. 技術指針の活用

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、この仕様書によるほか「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」並びに「急傾斜地崩壊防止工事の技術的基準に関する細部要綱について」（昭和44年8月25日建設省河川局長）、「急傾斜地崩壊防止工事技術指針」（全国治水砂防協会）等の基準によらなければならぬ。

2. 施工単位延長

請負者は、斜面の切土工事においては、施工中に落石、崩壊等の発生を防止するため10～20m程度の短区間に区切り施工することとし、切取面、掘削面を長時間放置することができないようにしなければならない。

ただし、単位施工延長がこれによりがたい場合は、監督員と協議し承諾を得なければならない。

3. 仮設防護柵の設置及び撤去

請負者は、土砂等の崩落に備えて、設計図書に従い、斜面下部に指定仮設として仮設防護柵を速やかに設置し、工事に着手しなければならない。また、工事が完了するまでこれを設置しなければならない。ただし、現地調査の結果これによりがたい場合は、監督員と協議の上他の機能を有する安全対策を実施しなければならない。

4. 切土斜面上部の仮排水工の設置

請負者は、施工に先立って斜面の状態、背後地からの地表水の流入経路、湧水箇所を把握し、切土施工斜面上方の仮排水路の設置、湧水箇所の処理について、安全に施工区域外に排水するように排水計画を十分検討し、監督員の承諾を得なければならない。

また、切土施工中や降雨が予想される場合について、湧水の有無、その状態に注意し、必要に応じてビニールシート等による被覆や切土砂面流入・湛水しないように仮排水路の設置などの手段を速やかに講じなければならない。降雨後は必ず斜面を踏査して、新たな流水や湧水がないか、また亀裂等の斜面の変化について点検し、安全を確認した後、作業を行わなければならない。

5. 工事中の切土面への対策

請負者は、落石や表土層の崩壊が予想される場合に対し、ネット張り等の手段を講じなければならない。

なお、切土作業中に、切土面の状況が当初の予想と異なっていることが判明し、新たな不安定土砂・岩塊への対応の必要が生じた場合には早急に詳細な調査を実施し、切土勾配の変更等の適切な対策について監督員と協議し、指示を受けなければならない。

また、切土斜面を長期間露出させる場合にも、監督員と協議し、指示を受けなければならない。

6. 関係住民に対する情報連絡体制

請負者は、工事施工にあたって、監督員と協議の上、あらかじめ市町村及び関係住民等に対し、施工の内容、工程その他の施工計画について説明を行うとともに、異常事態の発生が予想される場合又は発生した場合の通報、連絡及び避難の方法等を周知徹底し、工事に対する理解と協力を得なければならない。